

## 報告第8号

令和6年度(2024年度)城陽市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度(2024年度)城陽市一般会計の事故繰越しについて、別紙のとおり令和7年度(2025年度)に繰り越したので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定において準用する第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月18日報告  
(2025年)

城陽市長 奥田敏晴

# 令和6年度城陽市一般会計事故繰越し繰越計算書 (2024年度)

(単位：千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越金	既収入 特定財源	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額				国庫支出金	未収入特定財源	内訳			一般財源
											地方債	その他		
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	中村道踏切改良事業	246,306	137,380	108,926	0	108,926	4,918	59,908	44,100	0	0	関係機関との協議に不測の時間を要したため、負担金等を繰越す。	
8. 土木費	4. 都市計画費	東部丘陵線整備事業	1,923,682	1,844,042	79,640	0	79,640	79,640	0	0	0	0	支障物件の移転に不測の時間を要したため、負担金を繰越す。	
	合	計	2,169,988	1,981,422	188,566	0	188,566	84,558	59,908	44,100	0	0	/	

参照条文

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第 1 4 6 条 略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

（予算の執行及び事故繰越し）

第 1 5 0 条 略

2 略

3 第 1 4 6 条の規定は、地方自治法第 2 2 0 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。